

印西都市計画地区計画の変更（印西市決定）

都市計画牧の台地区地区計画を次のように変更する。

<p>名 称</p>	<p>牧の台地区地区計画</p>
<p>位 置</p>	<p>印西市別所字大山、牧の台一丁目、牧の台二丁目及び牧の台三丁目の全部の区域並びに牧の原三丁目、牧の原四丁目及び牧の原五丁目の各一部の区域</p>
<p>面 積</p>	<p>約 70.2 ha</p>
<p>地区計画の目標</p>	<p>印西都市計画区域は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に位置し、首都東京を中心とする過密地域からの人口流入に適切に対処し、良好な宅地を大量に供給する目的で、千葉県及び独立行政法人都市再生機構の共同施行による新住宅市街地開発事業（以下「新住事業」という。）により、千葉ニュータウンの開発が進められてきたが、平成25年度末をもって事業完了を迎えた。また、成田・千葉ニュータウン業務核都市としての整備が進められ、業務等諸機能の立地促進が図られたことにより、①北総地域の拠点都市及び首都圏における良好な宅地供給地として ②首都圏における広域連携拠点として ③近郊レクリエーション拠点として ④立地優位性と地域資源を生かした拠点としての役割を担うことを目指している。</p> <p>印西牧の原駅圏は、住宅、業務施設、公益施設用地等で形成される区域で、今後の国際化、情報化社会にふさわしい『生活文化拠点都市』の形成を目指している。</p> <p>本地区は、印西牧の原駅の北方約1～2km、当該駅圏の北端部に位置し、成田国際空港との近接性を生かした業務施設や健康医療関連施設等の立地誘導を図り、多機能複合都市として一翼を担う活力ある業務市街地の形成を目指す。</p> <p>本地区計画は、新住事業の事業効果を維持増進させていくと共に、適正かつ合理的な土地利用等の誘導、規制を図り、良好な都市環境と魅力的な街並みの形成を目標とする。</p>
<p>区域の整備、開発及び保全に関する方針</p>	<p>本地区は、多機能複合都市としての総合的なまちづくりの一翼を担っており、環境産業や医療関連産業等の低負荷循環型産業を主体とした業務・公益施設の立地に配慮すると共に、周辺居住環境と調和した良好な業務市街地の形成を図るため「土地利用の方針」、「地区施設の整備の方針」及び「建築物等の整備の方針」を以下のとおり定める。</p> <p>■土地利用の方針</p> <p>本地区の土地利用の方針を以下のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務施設地区は、成田国際空港に近接する地区の特性を生かし、周辺の居住環境と調和し、危険性や環境を悪化させる恐れのない業務施設等を主体に立地誘導を図り、良好な業務市街地の形成を図る。</li> </ul> <p>なお、本地区計画区域内における住宅、大規模な商業施設等の立地は抑制する。</p> <p>■地区施設の整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路は地区全体の適正かつ合理的な土地利用に資するものとし、各機能・性格に応じ適正に計画及び配置するものとする。また、整備された道路については、その機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。</li> <li>・公園緑地は、周辺居住者の生活に快適さとうるおいを持たせる良好な公共空地を確保するよう機能的に計画及び配置し、整備された公園等については、その機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。</li> </ul> <p>■建築物の整備の方針</p> <p>地区計画の目標を踏まえ、良好な業務市街地の形成及び周辺都市環境との調和を図るため、「建築物等の用途の制限」及び「壁面の位置の制限」を定める。</p>

地区整備計画書

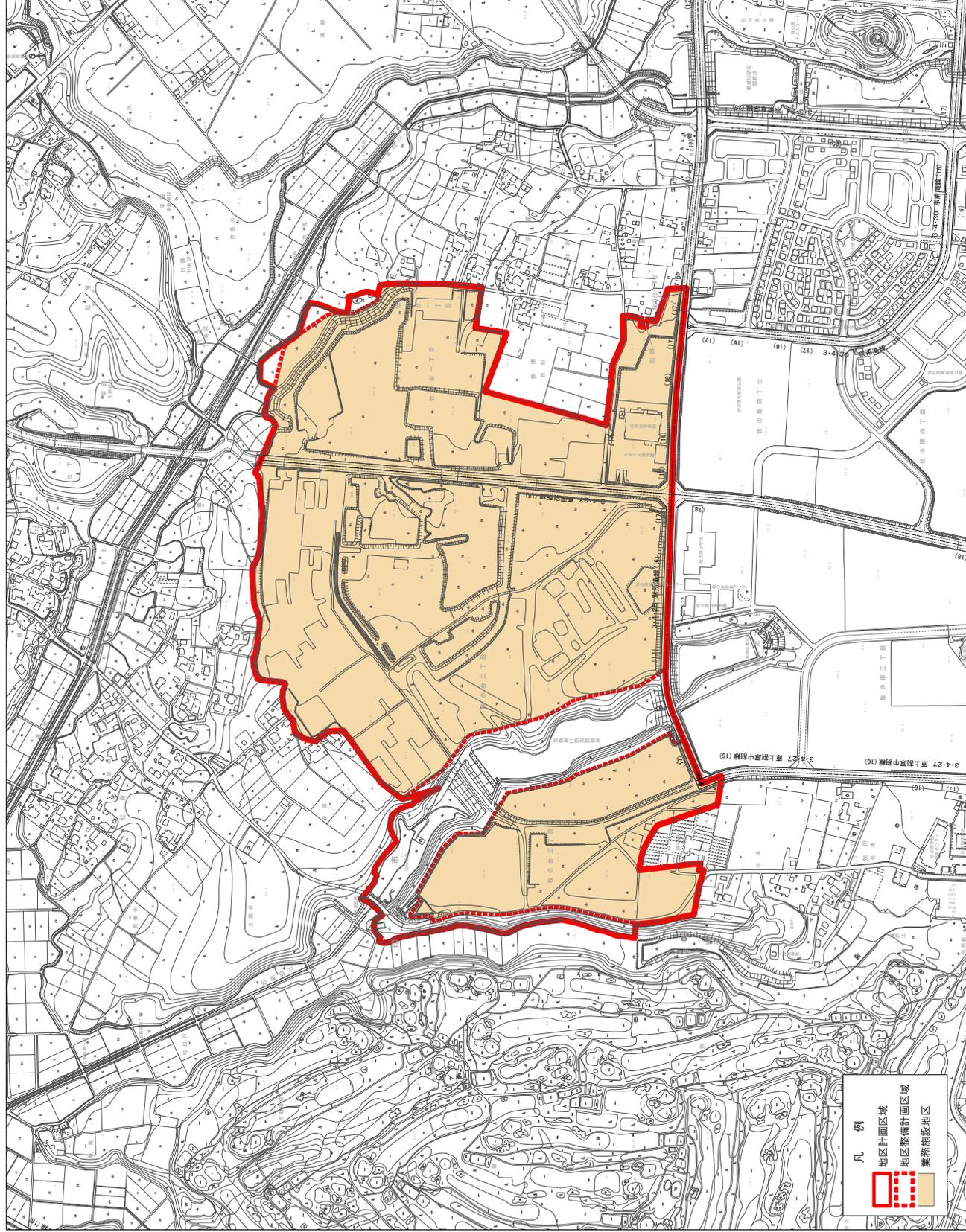
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	業務施設地区
		地区の区分	地区の面積	約 60.5 ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 戸建住宅又は長屋</p> <p>(2) 戸建住宅又は長屋で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）別表第2（い）項第3号に掲げる共同住宅、寄宿舎又は下宿（本地区計画区域内に存する事業所等に勤務する職員及びその家族のためのものを除く。）</p> <p>(4) 建基法別表第2（ほ）項第2号に掲げる建築物</p> <p>(5) 建基法別表第2（へ）項第5号に掲げる倉庫業を営む倉庫</p> <p>(6) 建基法別表第2（り）項第2号に掲げる建築物</p> <p>(7) 建基法別表第2（ぬ）項第3号又は第4号に掲げる建築物（建基法別表第2（ぬ）項第4号に掲げるものについては、非常時の用に供する部分を除く。）</p> <p>(8) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設（同法施行令別表第1中1の項に規定するボイラー、10の項に規定する無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する直火炉及び13の項に規定する廃棄物焼却炉並びに非常時の用に供する部分を除く。）又は同条第10項に規定する一般粉じん発生施設及び同条第11項に規定する特定粉じん発生施設を設置する工場等</p> <p>(9) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条に規定する特定悪臭物質を発生させることにより、良好な居住環境を損なうおそれのある施設</p>	
建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの後退距離は、2m以上とする。ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイのいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア. 出窓、柱のあるポーチその他これらに類するもの</p> <p>イ. 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</p>		

「計画区域、地区整備計画区域及び地区の区分は、計画図（地区整備計画図、地区区分図含む）表示のとおり。」

理由 新住宅市街地開発法により計画された、複合的機能を有する開発を行うことができる本区域において、地区区分を見直すとともに、施設の多様化並びに都市機能の増進に寄与する施設に対応するため、非常時にも安定した業務が行える施設となるよう、本地区計画を変更する。

# 計画概要図

牧の台地区地区計画



- 凡例
- 地区計画区域
  - 地区整備計画区域
  - 業務施設地区

壁面の位置の制限

敷地境界までの距離 2 m以上